

近畿中国森林管理局発注者綱紀保持小委員会設置要領

第1 設置

近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会設置要領（以下「要領」という。）3の（2）の規定に基づき、小委員会を設置し、小委員会は、直轄事業契約監視等委員会、コンプライアンス推進委員会とする。

第2 直轄事業契約監視等委員会の事務

直轄事業契約監視等委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 巡回点検及び監査に関すること。
- イ 林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況に関すること。
- ウ コンプライアンスに係る具体的なマニュアルの整備及び研修に関すること。
- エ その他近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会の調査審議事項のうち特定事項に関すること。

第3 コンプライアンス推進委員会の事務

コンプライアンス推進委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 発注担当者等の的確な職務遂行のための巡回指導等の実施に関すること。

第4 直轄事業契約監視等委員会及びコンプライアンス推進委員会の構成

直轄事業契約監視等委員会及びコンプライアンス推進委員会（以下「小委員会」という。）の構成は、要領3の（3）から（7）までに規定するところによる。

第5 小委員会の開催

- (1) 小委員会は、それぞれの委員長が招集する。
- (2) 小委員会の委員は、必要があると認めるときはいつでも、委員長に対し小委員会を招集すべきことを請求することができるものとする。
- (3) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
- (4) 小委員会の議事は非公開とする。

第6 直轄事業契約監視等委員会の庶務

直轄事業契約監視等委員会の庶務は、総務課において処理する。

第7 コンプライアンス推進委員会の庶務

コンプライアンス推進委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

第8 雑則

この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は、委員長がそれぞれの小委員会に諮って定める。

直轄事業契約監視等委員会委員

委員長 総務企画部長

委員 総務課長

委員 経理課長

委員 監査官

委員 監査官

委員 専門官（契約適正化）

委員 専門官（契約適正化）

委員 専門官（契約適正化・債権管理）

委員 総務課課長補佐（総務担当）

委員 経理課課長補佐

外部有識者

コンプライアンス推進委員会委員

- 委員長 次長
- 委員 総務企画部長
- 委員 計画保全部長
- 委員 森林整備部長
- 委員 総務課長
- 委員 企画調整課長
- 委員 経理課長
- 委員 計画課長
- 委員 保全課長
- 委員 治山課長
- 委員 森林整備課長
- 委員 資源活用課長
- 委員 技術普及課長
- 委員 監査官
- 委員 監査官

外部有識者